

「領土・主権展示館」の機能強化についての提言

【領土に関する特別委員会 提言】

令和5年7月25日
自由民主党政務調査会

1 はじめに

(1) 「領土・主権展示館」をはじめとした領土・主権をめぐる発信に関する政府の取組みについて

平成24年12月に領土問題担当大臣が新たに置かれ、それまで政府横断的な取組みがなされてきた北方領土に加え、竹島及び尖閣諸島に関しても、政府を挙げて領土・主権をめぐる発信、国内啓発及び資料調査に関する取組みが進められてきた。平成30年1月には、領土・主権について内外発信の拠点となる領土・主権展示館（以下「展示館」）が開館し、令和2年1月、東京・虎ノ門に拡張移転し、これまでに37,000人を超える来館者があった他、東京以外の全国各地での巡回展の実施、展示の多言語化や「デジタル展示館」の開設などを通じ、政府は、領土・主権をめぐる内外発信の強化に努めてきたところである。

(2) 領土・主権をめぐる情勢認識について

上述のような取組みにも関わらず、わが国の領土・主権をめぐる情勢（関連する海洋をめぐる情勢を含む。以下同じ）は、ロシアによるウクライナ侵略、尖閣諸島周辺海域での中国海警船の活動、韓国による竹島の不法占拠の継続など、むしろ一段と厳しさを増している。

このような動きは、いずれも力による一方的な現状変更を試みるものであり、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序が挑戦を受けているという点において普遍的な課題の一つである。

また、偽情報の拡散等を通じた情報戦が恒常的に行われていることが指摘されている¹が、それは領土・主権をめぐる情勢についても同様である。力による一方的な現状変更を実現するための手段の一つとして、またそれを正当化するために、偽情報を含めた様々な情報の拡散が行われることが予想される。言論の自由や表現の自由が確保されるべきことは前提として、偽情報に惑わされることがないように、領土・主権をめぐる事実関係や法的解釈について、正確な知識と理解を前提とした議論が行われる必要がある。

昨年12月に決定された「国家安全保障戦略」²においては、「領土・主権に関する問題（略）への理解を深める取組を強化する」とされ、また令和5年1月に谷公一領土問題担当大臣に手交のうえ、公表された「領土・主権をめぐる内外発信に関する今後の取組についての意見」においても、領土・主権をめぐる内外発信のための取組を強化すべ

¹ 「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日、国家安全保障会議・閣議決定）4頁

² 同上、30頁

きことが指摘されている³。

(3) 今後の取組みについて

以上のような状況を踏まえると、展示館による領土・主権をめぐる内外発信をネット空間からの多言語による発信を含め抜本的に強化し、国内においては、領土・主権をめぐる偽情報の拡散等の脅威に対抗できるよう同分野での情報リテラシーを高め、また海外においては、わが国の領有の客観的かつ学術的な根拠を提示することとともに、わが国の領土・主権をめぐる情勢が、単なる地域的な問題ではなく、自由で開かれた法の支配に基づく国際秩序への挑戦の一つとして捉えられるべきことについて理解を深めるべきことは喫緊の課題である。また、内外発信を行う前提として、領土・主権をめぐる情勢についての学術的な調査や研究が更に深化し、発信の内容に反映されていくことが重要である。

2 具体的な施策について

内外発信の強化に向け政府が取り組むべき施策を、具体的に整理すると以下の通りである。

(1) 国内に向けた発信（一般層、若年層、児童生徒）

わが国の領土・主権をめぐる厳しい情勢を背景に、領土・主権の分野でも偽情報の拡散等を通じた情報戦が展開されるおそれがあり、わが国の領有権の根拠等について、これまでの学術的かつ客観的な証拠に基づく質の高い発信を維持しつつ、国内にわかりやすく親しみやすく発信することにより、国内の理解を促進し、情報戦による脅威に対して対抗できる情報リテラシーを確保すること。

そのため、

(ア)領土・主権分野（東シナ海等わが国周辺海域における他国の力による一方的な現状変更の試みや他国の違法な活動を含む）での日本政府の政策や対応についてわかりやすい発信を行い、また、諸事例について展示館で明確に示す、

(イ)相手国・地域の主張に対して客観的・学術的な根拠に基づく反論を提示する、

(ウ)デジタル技術などを活用し、最新の情勢や政府の取組みを含め、領土・主権をめぐる情勢についてわかりやすく親しみやすく展示することにより、展示施設としての魅力を高める、

児童・生徒が国会見学の時に前後で訪問できる場所として周知し、学校教員向けの展示館の視察に取り組む、

(エ)展示館において、貴重史料などが展示可能な展示環境を整備することにより、展示施設としての魅力を高める、及び

(オ)地方巡回展の実施回数を増やすことによって、また、「デジタル展示館」等展示館のネット・コンテンツを充実させることによって、領土・主権をめぐる情勢について全国的な理解を深める。

³ 領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会「領土・主権をめぐる内外発信に関する今後の取組についての意見」（令和5年1月19日）

(2) 国内に向けた発信及び調査研究（有識者層・研究者層）

展示館を、領土・主権に関する「学術・研究の拠点」とし、同分野に関する研究を促進し、同研究に関わる人材を育成し、内外への発信における学術的な基盤を確保し、より客観的で説得力のある発信ができるようにすること。

そのため、

- (ア) 有識者・研究者が、展示館及び関連のウェブサイト等を通じ、文献資料等（地方や他の研究機関にあるものも含む）にアクセスし、調査を行うことができる環境を整える、
- (イ) 展示館での展示企画、調査及び資料保全などを通じ、また関係省庁、日本国際問題研究所等のシンクタンクや全国の領土・主権関連の展示施設、領土・主権に関する歴史や国際法分野などの専門家との連携やネットワーク化を深めることにより、領土・主権に関する研究者の人材育成に寄与する、
- (ウ) わが国領土・主権（わが国周辺の海洋をめぐる情勢を含む）に関するわが国専門家・研究者の論文等の英訳、新規執筆の依頼及び英訳等の事業を推進することにより、わが国の領土・主権に関するわが国研究者・専門家の研究成果の海外発信を支援する、及び
- (エ) 気候変動（海面上昇を含む）、生物多様性の確保及び持続可能な開発といった地球規模の現代的課題について、領土・主権の観点からみた政府の立場や対応について発信を行う。

(3) 海外に向けた発信

わが国の領土・主権をめぐる情勢は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序が挑戦を受けているという点において普遍的な課題であり、そのような観点から多言語による対外発信を強化することにより、わが国の立場に対する国際的な理解を増進し、相手国・地域が海外展開する情報戦・世論戦に対応すること。

そのため、

- (ア) 展示館スタッフの英語による解説や発信の能力を高め、展示物等の多言語での解説を更に充実させることにより、さらには通訳ボランティアの活用により、展示館自身の海外に対する発信機能を強化する、
- (イ) わが国周辺海域における力による一方的な現状変更の試みや他国の違法な活動の事例について、展示館での紹介も含め、関係省庁と連携しつつ海外有識者への積極的な発信を含め海外への発信を強化する、及び
- (ウ) 相手国・地域のわが国と異なる主張に対して、SNS やデジタル展示館、その他のウェブコンテンツを通じて、国内外に戦略的に発信する。

3 結語

政府は、上述の施策を実現するため、5年振りとなる領土・主権展示館のリニューアルについて全力を挙げて取り組み、またその実現に必要な財政上の措置を十分に講じることを強く求める。

(以上)